

令和6年第3回石垣市議会定例会(3月)

提出議案概要

補正予算	7件
新年度予算	8件
条例(新規制定)	1件
条例(一部改正)	15件
条例(廃止)	2件
その他議案	2件
報告	5件
諮問	1件
<hr/>	
計	41件

目次

(頁)

総務部

議案第 4 号	令和 5 年度石垣市一般会計補正予算(第 9 号) ……………	(1)
議案第 11 号	令和 6 年度石垣市一般会計予算 ……………	(1)
議案第 19 号	石垣市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を 改正する条例 ……………	(1)
議案第 20 号	石垣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例 ……………	(1)
議案第 21 号	石垣市証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 ……………	(1)
議案第 22 号	石垣市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例 ……………	(2)
議案第 23 号	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の 一部を改正する条例 ……………	(2)
議案第 24 号	石垣市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例 ……………	(2)
議案第 25 号	石垣市職員の給与の特例に関する条例等を廃止する条例 ……………	(2)
議案第 37 号	工事請負契約についての議決内容の一部変更について ……………	(2)
	[石垣市旧庁舎解体工事(R5-1)]	
報告第 1 号	石垣市職員倫理条例の運用状況報告について ……………	(2)

企画部

議案第 26 号	大濱皓文化振興基金条例の一部を改正する条例 ……………	(3)
----------	-----------------------------	-----

市民保健部

議案第 5 号	令和 5 年度石垣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号) ……………	(3)
議案第 6 号	令和 5 年度石垣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 4 号) ……………	(3)
議案第 12 号	令和 6 年度石垣市国民健康保険事業特別会計予算 ……………	(3)
議案第 13 号	令和 6 年度石垣市後期高齢者医療特別会計予算 ……………	(4)
議案第 27 号	石垣市手数料徴収条例の一部を改正する条例 ……………	(4)
議案第 28 号	石垣市使用料条例の一部を改正する条例を廃止する条例 ……………	(4)
報告第 2 号	専決処分の報告について ……………	(4)
	[石垣市最終処分場埋立地嵩上げ工事]	
諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について ……………	(4)

福祉部

議案第 7 号	令和 5 年度石垣市介護保険事業特別会計補正予算(第 4 号) ……………	(5)
議案第 14 号	令和 6 年度石垣市介護保険事業特別会計予算 ……………	(5)
議案第 29 号	石垣市介護保険条例の一部を改正する条例 ……………	(5)

こども未来局

議案第 30 号	石垣市新川児童館条例 ……………	(5)
----------	------------------	-----

農林水産商工部

報告第 3 号	専決処分の報告について ……………	(6)
	[交通事故の損害賠償額]	

建設部

議案第 8 号	令和 5 年度石垣都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算(第 2 号) ……	(6)
議案第 9 号	令和 5 年度石垣市港湾事業特別会計補正予算(第 6 号) ……	(6)
議案第 10 号	令和 5 年度石垣市下水道事業会計補正予算(第 4 号) ……	(6)
議案第 15 号	令和 6 年度石垣都市計画土地区画整理事業特別会計予算 ……	(7)
議案第 16 号	令和 6 年度石垣市港湾事業特別会計予算 ……	(7)
議案第 17 号	令和 6 年度石垣市下水道事業会計予算 ……	(7)
議案第 31 号	石垣市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例 ……	(7)
議案第 32 号	石垣市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 ……	(7)
報告第 4 号	専決処分の報告について ……	(8)
	[交通事故の損害賠償額]	

教育部

議案第 33 号	石垣市立学校設置条例の一部を改正する条例 ……	(8)
報告第 5 号	専決処分の報告について ……	(8)
	[交通事故の損害賠償額]	

水道部

議案第 18 号	令和 6 年度石垣市水道事業会計予算 ……	(9)
議案第 34 号	石垣市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 ……	(9)

消防本部

議案第 35 号	石垣市消防手数料条例の一部を改正する条例 ……	(9)
議案第 38 号	沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について ……	(9)

監査委員事務局

議案第 36 号	石垣市監査委員条例の一部を改正する条例 ……	(9)
----------	------------------------	-----

総務部

件名	概要								
<p>議案第 4 号 令和 5 年度石垣市一般会計補正予算(第 9 号)</p> <p style="text-align: right;">財政課</p>	<p>歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 14 億 9,508 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 388 億 8,852 万 3 千円とする。</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入 増額：市税、地方交付税等 減額：県支出金、寄附金、繰入金、市債等</p> <p>歳出 増額：農林水産業費 減額：総務費、民生費、土木費、教育費等</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="531 645 1394 734"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">40,383,603</td> <td style="text-align: center;">△1,495,080</td> <td style="text-align: center;">38,888,523</td> </tr> </tbody> </table>			補正前の額	補正額	補正後の額	40,383,603	△1,495,080	38,888,523
補正前の額	補正額	補正後の額							
40,383,603	△1,495,080	38,888,523							
<p>議案第 11 号 令和 6 年度石垣市一般会計予算</p> <p style="text-align: right;">財政課</p>	<p>歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 372 億 8,167 万 3 千円と定める。(前年度比 6.6%増)</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入 増額：地方特例交付金、地方交付税、国庫支出金、寄附金等 減額：地方消費税交付金、繰入金、市債等</p> <p>歳出 増額：総務費、民生費、衛生費等 減額：土木費、消防費</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="531 1093 1394 1182"> <thead> <tr> <th>本年度予算</th> <th>前年度予算</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">37,281,673</td> <td style="text-align: center;">34,957,340</td> <td style="text-align: center;">2,324,333</td> </tr> </tbody> </table>			本年度予算	前年度予算	比較	37,281,673	34,957,340	2,324,333
本年度予算	前年度予算	比較							
37,281,673	34,957,340	2,324,333							
<p>議案第 19 号 石垣市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">総務課</p>	<p>引用条項の整理に伴い、条例を一部改正する。</p> <p>(主な内容)</p> <p>第 1 条中「第 204 条第 3 項」を「第 204 条」に改める。</p> <p>施行日 公布の日</p>								
<p>議案第 20 号 石垣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">総務課</p>	<p>引用条項の整理に伴い、条例を一部改正する。</p> <p>(主な内容)</p> <p>第 1 条中「第 203 条の 2 第 4 項」を「第 203 条の 2 第 5 項」に改める。</p> <p>施行日 公布の日</p>								
<p>議案第 21 号 石垣市証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">総務課</p>	<p>引用条項の整理に伴い、条例を一部改正する。</p> <p>(主な内容)</p> <p>第 1 条中「第 29 条第 4 項」を「第 35 条第 4 項」に改める。</p> <p>施行日 公布の日</p>								

<p>議案第 22 号 石垣市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">総務課</p>	<p>引用条項の整理に伴い、条例を一部改正する。</p> <p>(主な内容) 第 3 条第 3 項中「法第 16 条若しくは第 29 条各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により」を「法第 28 条第 4 項又は第 29 条の規定により」に改める。</p> <p>施行日 公布の日</p>
<p>議案第 23 号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">総務課</p>	<p>条文中の字句の整理に伴い、条例を一部改正する。</p> <p>(主な内容) 第 2 条第 2 項第 6 号中「石垣市職員の分限に関する条例」を「石垣市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」に改める。 第 6 条の見出し及び同条第 1 項中「一般の派遣職員に関する沖縄県市町村総合事務組合一般職の職員の退職手当条例」を「一般の派遣職員に関する沖縄県市町村総合事務組合一般職の職員の退職手当支給条例」に改める。</p> <p>施行日 公布の日</p>
<p>議案第 24 号 石垣市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">総務課</p>	<p>条文中の引用条項の整理に伴い、条例を一部改正する。</p> <p>(主な内容) 第 4 条第 2 号中「同法第 104 条第 4 項第 2 号」を「同法第 104 条第 7 項第 2 号」に改める。</p> <p>施行日 公布の日</p>
<p>議案第 25 号 石垣市職員の給与の特例に関する条例等を廃止する条例</p> <p style="text-align: right;">総務課</p>	<p>特例期間を終えていることから、条例を廃止する。</p> <p>(主な内容) 次に掲げる条例は、廃止する。</p> <p>(1) 石垣市職員の給与の特例に関する条例 (2) 石垣市職員等の給与の臨時特例に関する条例 (3) 石垣市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の特例に関する条例</p> <p>施行日 公布の日</p>
<p>議案第 37 号 工事請負契約についての議決内容の一部変更について[石垣市旧庁舎解体工事(R5-1)]</p> <p style="text-align: right;">契約管財課</p>	<p>令和 5 年第 4 回石垣市議会定例会で議案第 38 号をもって議決された石垣市旧庁舎解体工事(R5-1)に係る工事請負契約について、契約金額の変更に伴い、議決内容の一部を変更する必要がある。</p> <p>(内容) 契約金額中「152,350,000 円」を「161,887,000 円」に変更する。</p>
<p>報告第 1 号 石垣市職員倫理条例の運用状況報告について</p> <p style="text-align: right;">総務課</p>	<p>石垣市職員倫理条例第 16 条の規定により、同条例の運用状況を、石垣市職員倫理審査会の意見を添えて報告する。</p>

企画部

件名	概要
議案第 26 号 大濱皓文化振興基金条例 の一部を改正する条例 観光文化課	人名の誤字を訂正するため、条例を一部改正する。 (主な内容) 題名、第 1 条及び第 2 条中「大濱皓」を「大濱皓」に改める。 施行日 公布の日

市民保健部

件名	概要						
議案第 5 号 令和 5 年度石垣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号) 健康保険課	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 458 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 67 億 8,059 万 5 千円とする。 (主な内容) 歳入 増額：一般会計繰入金 減額：国民健康保険税 歳出 増額：基金積立金 減額：総務費 (単位：千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6,676,008</td> <td>104,587</td> <td>6,780,595</td> </tr> </tbody> </table>	補正前の額	補正額	補正後の額	6,676,008	104,587	6,780,595
補正前の額	補正額	補正後の額					
6,676,008	104,587	6,780,595					
議案第 6 号 令和 5 年度石垣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 4 号) 健康保険課	歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 330 万 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 5,536 万 4 千円とする。 (主な内容) 歳入 減額：保険基盤安定繰入金等 歳出 減額：後期高齢者医療広域連合納付金等 (単位：千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>458,669</td> <td>△3,305</td> <td>455,364</td> </tr> </tbody> </table>	補正前の額	補正額	補正後の額	458,669	△3,305	455,364
補正前の額	補正額	補正後の額					
458,669	△3,305	455,364					
議案第 12 号 令和 6 年度石垣市国民健康保険事業特別会計予算 健康保険課	歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 65 億 4,621 万 4 千円と定める。 (主な内容) 歳入 国民健康保険税、県支出金、一般会計繰入金等 歳出 保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保険事業費等 (単位：千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>本年度予算</th> <th>前年度予算</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6,546,214</td> <td>6,590,519</td> <td>△44,305</td> </tr> </tbody> </table>	本年度予算	前年度予算	比較	6,546,214	6,590,519	△44,305
本年度予算	前年度予算	比較					
6,546,214	6,590,519	△44,305					

<p>議案第 13 号 令和 6 年度石垣市後期高 齢者医療特別会計予算</p> <p>健康保険課</p>	<p>歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 5,238 万 6 千円と定め る。</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入 後期高齢者医療保険料、事務費繰入金、保険基盤安定繰入金等 歳出 一般管理費、徴収費、後期高齢者医療広域連合納付金等</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="531 432 1398 521"> <thead> <tr> <th>本年度予算</th> <th>前年度予算</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>552,386</td> <td>448,383</td> <td>104,003</td> </tr> </tbody> </table>	本年度予算	前年度予算	比較	552,386	448,383	104,003
本年度予算	前年度予算	比較					
552,386	448,383	104,003					
<p>議案第 27 号 石垣市手数料徴収条例の 一部を改正する条例</p> <p>市民課</p>	<p>戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を徴収 する事務及び金額が新たに定められた地方公共団体の手数料の標準に 関する政令の一部を改正する政令の公布に伴い、条例を一部改正する。</p> <p>(主な内容)</p> <p>別表において、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料を 1 件 につき 400 円、除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料を 1 件に つき 700 円と新たに規定する等の改正を行う。</p> <p>施行日 令和 6 年 3 月 1 日</p>						
<p>議案第 28 号 石垣市使用料条例の一部 を改正する条例を廃止す る条例</p> <p>環境課</p>	<p>未施行の石垣市使用料条例の一部を改正する条例(平成 27 年石垣市 条例第 38 号)と同内容の改正が、施行済の石垣市証紙条例等の一部を 改正する条例(平成 29 年石垣市条例第 25 号)で行われているため、条 例を廃止する。</p> <p>施行日 公布の日</p>						
<p>報告第 2 号 専決処分の報告について [石垣市最終処分場埋立 地嵩上げ工事]</p> <p>環境課</p>	<p>地方自治法第 180 条第 1 項の規定により議会の議決により指定され た事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。</p> <p>石垣市最終処分場埋立地嵩上げ工事(令和 4 年 11 月 28 日同意) 契約金額中「431,233,000 円」を「431,167,000 円」に変更する。 設計変更(第 2 回)に伴い契約金額に変更が生じたため。</p>						
<p>諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の 推薦について</p> <p>平和協働推進課</p>	<p>法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者を推薦するため、人権擁護 委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。</p>						

福祉部

件名	概要						
<p>議案第 7 号 令和 5 年度石垣市介護保険事業特別会計補正予算(第 4 号)</p> <p>介護長寿課</p>	<p>歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,888 万 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 43 億 2,138 万 8 千円とする。</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入 減額：介護保険料、国・県支出金、支払基金交付金、繰入金等 歳出 減額：総務費、地域支援事業費等</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,340,273</td> <td>△18,885</td> <td>4,321,388</td> </tr> </tbody> </table>	補正前の額	補正額	補正後の額	4,340,273	△18,885	4,321,388
補正前の額	補正額	補正後の額					
4,340,273	△18,885	4,321,388					
<p>議案第 14 号 令和 6 年度石垣市介護保険事業特別会計予算</p> <p>介護長寿課</p>	<p>歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 44 億 8,449 万 9 千円と定める。</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入 被保険者保険料、国・県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金等 歳出 介護サービス給付費、予防サービス給付費、地域支援事業費等</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>本年度予算</th> <th>前年度予算</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,484,499</td> <td>4,186,130</td> <td>298,369</td> </tr> </tbody> </table>	本年度予算	前年度予算	比較	4,484,499	4,186,130	298,369
本年度予算	前年度予算	比較					
4,484,499	4,186,130	298,369					
<p>議案第 29 号 石垣市介護保険条例の一部を改正する条例</p> <p>介護長寿課</p>	<p>石垣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第 9 期)における介護保険料基準月額及び保険料の見直しに伴い、条例を一部改正する。</p> <p>(主な内容)</p> <p>第 7 条に規定している令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度における保険料額を令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度における保険料額へ区分に応じそれぞれ改める。</p> <p>施行日 令和 6 年 4 月 1 日</p>						

こども未来局

件名	概要
<p>議案第 30 号 石垣市新川児童館条例</p> <p>子育て支援課</p>	<p>新設する新川児童館の管理運営について、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、条例を制定する。</p> <p>(主な内容)</p> <p>全 25 条で構成し、第 1 条で設置、第 2 条で名称及び位置、第 3 条で児童館が行う事業、第 4 条で開館時間及び休館日、第 5 条で利用できる者、第 6 条から第 13 条までは利用に関する規定、第 14 条から第 24 条までは指定管理者の管理運営に係る規定、第 25 条で規則への委任について、それぞれ定める。</p> <p>施行日 公布の日から起算して 7 月を超えない範囲内において規則で定める日</p>

農林水産商工部

件名	概要
報告第3号 専決処分の報告について [交通事故の損害賠償額] むらづくり課	<p>地方自治法第180条第1項の規定により議会の議決により指定された事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事故名 登野城地区一般農道における車両タイヤ破損事故 2 損害賠償請求者 個人 3 事故発生日 令和5年11月27日 4 事故発生場所 石垣市字大川1396番地4地先 5 損害賠償額 9,950円 <p>事故の概況 登野城地区一般農道を車両通行中、道路陥没箇所に気づかず左側前方タイヤを損傷した。</p>

建設部

件名	概要						
議案第8号 令和5年度石垣都市計画 土地区画整理事業特別会 計補正予算(第2号) 都市建設課	<p>歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ173万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億878万円とする。</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入 減額：一般会計繰入金 歳出 減額：工事請負費、委託費</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">補正前の額</th> <th style="width: 33%;">補正額</th> <th style="width: 33%;">補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">310,510</td> <td style="text-align: center;">△1,730</td> <td style="text-align: center;">308,780</td> </tr> </tbody> </table>	補正前の額	補正額	補正後の額	310,510	△1,730	308,780
補正前の額	補正額	補正後の額					
310,510	△1,730	308,780					
議案第9号 令和5年度石垣市港湾事 業特別会計補正予算(第6 号) 港湾課	<p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,203万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億7,926万5千円とする。</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入 増額：国庫支出金、県支出金 歳出 増額：使用料及び手数料、財産収入、繰入金</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">補正前の額</th> <th style="width: 33%;">補正額</th> <th style="width: 33%;">補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1,967,227</td> <td style="text-align: center;">12,038</td> <td style="text-align: center;">1,979,265</td> </tr> </tbody> </table>	補正前の額	補正額	補正後の額	1,967,227	12,038	1,979,265
補正前の額	補正額	補正後の額					
1,967,227	12,038	1,979,265					
議案第10号 令和5年度石垣市下水道 事業会計補正予算(第4 号) 下水道課	<p>収益的予算の既決予算額から、収入において466万1千円を、支出において598万6千円をそれぞれ減額し、収入総額を15億6,372万8千円、支出総額を11億8,761万1千円とする。</p> <p>内容として、収入予算では県補助金、一般会計からの繰入金を減額し、支出予算では処理場費を増額し、総係費、普及促進費を減額する。</p> <p>資本的予算の収入において1億6,090万7千円を、支出において1億4,315万7千円をそれぞれ減額し、収入総額を2億5,303万3千円、支出総額を7億5,119万1千円とする。</p> <p>内容として、収入予算では企業債、国庫補助金、県補助金、一般会計からの繰入金を減額し、支出予算では建設改良費を減額する。</p>						

<p>議案第 15 号 令和 6 年度石垣都市計画 土地区画整理事業特別会 計予算</p> <p style="text-align: right;">都市建設課</p>	<p>歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 401 万 8 千円と定め る。</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入 保留地処分金、一般会計繰入金、基金繰入金、区画整理事業債等 歳出 区画整理に係る工事請負費、補償算定委託費等</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="528 427 1398 517"> <thead> <tr> <th>本年度予算</th> <th>前年度予算</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">204,018</td> <td style="text-align: center;">249,120</td> <td style="text-align: center;">△45,102</td> </tr> </tbody> </table>	本年度予算	前年度予算	比較	204,018	249,120	△45,102
本年度予算	前年度予算	比較					
204,018	249,120	△45,102					
<p>議案第 16 号 令和 6 年度石垣市港湾事 業特別会計予算</p> <p style="text-align: right;">港湾課</p>	<p>歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22 億 2,253 万 5 千円と定 める。</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入 使用料及び賃借料、県補助金、市債等 歳出 CIQ 施設整備事業等</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="528 792 1398 882"> <thead> <tr> <th>本年度予算</th> <th>前年度予算</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2,222,535</td> <td style="text-align: center;">1,694,187</td> <td style="text-align: center;">528,348</td> </tr> </tbody> </table>	本年度予算	前年度予算	比較	2,222,535	1,694,187	528,348
本年度予算	前年度予算	比較					
2,222,535	1,694,187	528,348					
<p>議案第 17 号 令和 6 年度石垣市下水道 事業会計予算</p> <p style="text-align: right;">下水道課</p>	<p>収益的収入額は 16 億 4,163 万 7 千円、支出額は 13 億 1,097 万 6 千 円と、資本的収入額は 6 億 2,025 万 6 千円、支出額は 10 億 6,120 万 1 千円と定める。</p> <p>資本的収入額は資本的支出額に対し 4 億 4,094 万 5 千円不足する が、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金、減 債積立金取崩額で補填する。</p> <p>主な営業費用：石垣西浄化センター等施設の管理業務委託など 主な建設改良事業：汚水管渠布設工事など</p>						
<p>議案第 31 号 石垣市空家等対策の推進 に関する条例の一部を改 正する条例</p> <p style="text-align: right;">都市建設課</p>	<p>空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行 に伴い、条例の一部改正する。</p> <p>(主な内容)</p> <p>第 3 条中「法第 6 条第 1 項」を「法第 7 条第 1 項」に改める。 第 6 条第 1 項中「法第 7 条第 1 項」を「法第 8 条第 1 項」に改め、 同条第 2 項第 3 号中「特定空家等」を「管理不全空家等及び特定空家 等」に改める。</p> <p>施行日 公布の日</p>						
<p>議案第 32 号 石垣市下水道事業の設置 等に関する条例の一部を 改正する条例</p> <p style="text-align: right;">下水道課</p>	<p>地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部改正す る。</p> <p>(主な内容)</p> <p>第 5 条中「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。</p> <p>施行日 令和 6 年 4 月 1 日</p>						

報告第 4 号 専決処分の報告について [交通事故の損害賠償額] 施設管理課	地方自治法第 180 条第 1 項の規定により議会の議決により指定された事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。			
	市道の管理に起因した車両損傷事故等の損害賠償請求について、損害賠償額を定める。			
	事故等の損害賠償請求については、市が加入する道路損害賠償責任保険において査定を行い、事務処理を行っていたが、その都度、専決処分すべき案件であったことから、専決処分した。			
		事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償額
	1	令和元年 8 月 1 日	市道新田線	5,605 円
	2	令和 2 年 7 月 29 日	市道宮良産業道路	11,722 円
	3	令和 4 年 3 月 9 日	市道川良原線	39,710 円
	4	令和 4 年 5 月 14 日	市道美崎町縦 7 号線	103,422 円
5	令和 4 年 5 月 23 日	市道川良原線	7,533 円	
6	令和 4 年 6 月 17 日	市道平真縦 15 号線	539,680 円	
7	令和 5 年 5 月 30 日	市道白保横 6 号線	516,138 円	

教育部

件名	概要
議案第 33 号 石垣市立学校設置条例の一部を改正する条例 教育総務課	石垣市立平久保小学校及びひらくぼ幼稚園の廃止に伴い、条例の一部改正する。 (主な内容) 別表第 1 平久保小学校の項を削る。 別表第 3 ひらくぼ幼稚園の項を削る。 施行日 令和 6 年 4 月 1 日
報告第 5 号 専決処分の報告について [交通事故の損害賠償額] 学校教育課	地方自治法第 180 条第 1 項の規定により議会の議決により指定された事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。 1 事故名 公用車の事故 2 相手方 個人 3 事故発生年月日 令和 5 年 11 月 8 日 4 事故発生場所 石垣市宇登野城 153 番地(石垣市立適応指導教室あやばに学級敷地内広場) 5 事故の概要 方向転換のためバックした際、後方に駐車していた相手方車両の右側面に衝突。双方に人的被害はないが、相手方の車両はおおきくへこみが生じた。 6 損害賠償額 222,440 円

水道部

件名	概要
<p>議案第 18 号 令和 6 年度石垣市水道事業会計予算</p> <p>水道総務課</p>	<p>収益的収入額は、21 億 884 万 2 千円、支出額は、20 億 1,664 万 2 千円を計上し、資本的収入額は、3 億 5,333 万 9 千円、支出額は、7 億 9,102 万 8 千円と定める。</p> <p>資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4 億 3,768 万 9 千円については、消費税資本的収支調整額 1,012 万 1 千円、減債積立金 5,500 万円、建設改良積立金 5,500 万円及び損益勘定留保資金 3 億 1,756 万 8 千円で補填する。</p> <p>主な収益的予算の営業費用 石垣市水道関連施設設計装設備修繕、水道事業支援業務委託等</p> <p>主な資本的予算の建設改良費 紙屋橋水管橋更新設計業務委託、大浜縦 7 号線外配水管布設工事等</p>
<p>議案第 34 号 石垣市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>水道総務課</p>	<p>地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部改正する。</p> <p>(主な内容) 第 5 条中「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。</p> <p>施行日 令和 6 年 4 月 1 日</p>

消防本部

件名	概要
<p>議案第 35 号 石垣市消防手数料条例の一部を改正する条例</p> <p>予防課</p>	<p>地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、条例の一部改正する。</p> <p>(主な内容) 別表中、危険物の貯蔵所の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額を改める。</p> <p>施行日 令和 6 年 4 月 1 日</p>
<p>議案第 38 号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について</p> <p>消防総務課</p>	<p>沖縄県消防通信指令施設運営協議会を設ける普通地方公共団体に浦添市が加入すること及び沖縄県消防指令センター全体更新整備事業を推進するにあたり、同協議会の規約を変更することについて協議する必要があるため、地方自治法第 252 条の 6 の規定により、議会の議決を求める。</p>

監査委員事務局

件名	概要
<p>議案第 36 号 石垣市監査委員条例の一部を改正する条例</p> <p>監査委員事務局</p>	<p>令和 6 年 4 月 1 日施行の地方自治法の一部改正に伴い、条例の一部改正する。併せて字句の整理を行う。</p> <p>(主な内容) 第 2 条中「第 243 条の 2 の 2 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」に、「第 199 条第 6 項」を「法第 199 条第 6 項」に改める。</p> <p>施行日 令和 6 年 4 月 1 日</p>